黒部市コンベンション開催支援補助金制度の概要

令和元年度

【補助の目的】

「大自然のシンフォニー　文化・交流のまち　黒部」の基本理念のもと、黒部市の交流人口の拡大や滞在型観光の増大を図りながら、活力ある地域づくりを実現するため、黒部市内で開催されるコンベンションの主催者に対し、予算の範囲内で支援するものです。

＜黒部市コンベンション開催支援補助金交付要綱第2条＞

【補助対象事業】

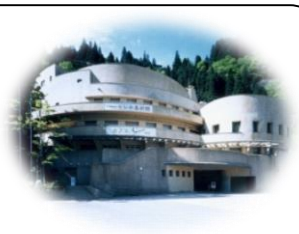

以下の要件を満たす各種会議、大会、学会、修学旅行及び合宿等。

（1）黒部市内で開催又は、宿泊すること。
（2）政治活動、宗教的活動でないこと。
（3）営利を目的としないこと。
（4）公序良俗を害するものでないこと。
（5）参加者のうち富山県外から参加する者で黒部市内の民間宿泊施設に宿泊する者の*延べ人数が50人以上*であること。
（6）開催にあたり黒部市から別に直接的な財政支援を受けていないこと。
（7）主催する者が団体の場合、その構成が国又は地方公共団体のみでないこと。

＜黒部市コンベンション開催支援補助金交付要綱第3条＞

【補助対象経費及び補助率】

（1）会場使用料補助**（黒部市内で開催されるコンベンションに限る）**

学会、大会及び会議（修学旅行、合宿を除く。）を開催する際、その主要会場使用料の1／2相当額を補助します。**（限度額100,000円）**

主要会場使用料×1／2＝会場使用料補助額≦100,000円

（2）宿泊支援補助**（延べ宿泊者数50名以上）**

①学会・大会・会議等**（限度額1,000,000円）**

〇県外参加者　1人1泊　1,000円
〇外国からの参加者（日本国籍を有しない者）　1人1泊　6,000円

（県外参加者延べ泊数×1,000円）＋（海外参加者延べ泊数×6,000円）
＝宿泊支援補助額≦1,000,000円

②修学旅行・合宿等**（限度額500,000円）**

〇県外からの参加者　1人1泊　1,000円

県外参加者延べ泊数×1,000円＝宿泊支援補助額≦500,000円

＜黒部市コンベンション開催支援補助金交付要綱第4条＞

【黒部市コンベンション開催支援補助金交付事務の流れ】

①黒部市コンベンション開催支援補助金交付申請（主催者⇒黒部市）

開催日の
1か月前までに

↓

②補助金の交付決定（黒部市⇒主催者）

↓

③コンベンションの開催（主催者）

↓

④黒部市コンベンション開催支援補助金実績報告（主催者⇒黒部市）

↓

⑤補助金の交付額確定（黒部市⇒主催者）※交付確定額≦交付決定額

↓

⑥補助金の交付（黒部市⇒主催者）※交付確定額を交付

※補助金交付決定後にコンベンションが中止になった場合や事業計画が大きく変更となる場合は黒部市コンベンション事業計画変更（中止・廃止）承認申請を行う必要があります。

詳細は黒部市HPをご覧ください <http://www.city.kurobe.toyama.jp/>

【問合せ先】
黒部市商工観光課観光戦略係
電話／0765－54－2611
FAX／0765－54－2607